

4 総防管第 3 4 5 号
令和 4 年 4 月 2 1 日

関係団体各位

東京都知事
小池 百合子
(公印省略)

リバウンド警戒期間における取組について

日頃より、東京都の施策の推進に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

都内の感染状況については、感染者数・重症者数ともに、減少傾向にあります。他方、専門家からは、新規陽性者数が十分に下がり切らないまま増加に転じることに、引き続き警戒が必要であるとの指摘がありました。また、病床使用率は横ばい傾向となっており、依然として医療提供体制に負荷がかかっています。

こうした状況や、人流が増加するゴールデンウィークを迎えることを踏まえ、都は、4月21日開催の東京都新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「対策本部」という。）において、「リバウンド警戒期間」を延長することとし、4月25日から5月22日までを期間とする「リバウンド警戒期間における取組」を決定いたしました。

その概要は、①都民向けに、混雑している場所や時間を避けて行動すること、会食は少人数・短時間で実施すること等に加え、ゴールデンウィークに向けた感染防止対策の協力を依頼、②認証を受けた飲食店等については、同一グループの同一テーブルへの入店案内を8人以内、滞在時間を2時間以内とすること（全員の陰性の検査結果を確認した場合は、人数、利用時間の制限の対象外）について協力を依頼、③イベントについては、人数上限や収容率等の規模要件に沿った開催を要請し、感染防止安全計画の策定によって規模要件を緩和しています。

なお、取扱いに変更がある場合は、対策本部における決定後、改めてお知らせいたします。

皆様におかれましては、すでに感染拡大防止のための取組を推進していただいているところでございますが、より一層の御協力を賜りますとともに、関係者の皆様への周知等に

つきまして、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

なお、都は、皆様からの問合せに対応するコールセンター「東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター（電話：03-5388-0567）」を設置しております。併せまして、関係者の皆様に周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【送付資料】

令和4年4月21日付け「リバウンド警戒期間における取組」

【参考資料】

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和4年3月17日変更）

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r_040317.pdf

※以上の他、「東京都緊急事態措置等に関する資料送付の方法について」を同封しておりますので、併せて御確認のほど、よろしくお願いいたします。